

◎新潟県告示第782号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針(令和2年新潟県告示第1244号)を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和4年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>第1～第8 (略)</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準<br/>           漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分(くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(令和2年12月25日付け2水管第1905号水産庁資源管理部長通知)第2の1に定める配分をいう。以下同じ。)にあっては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割<u>9</u>分を当該知事管理区分に配分し、残りの<u>1</u>分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量に変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準<br/>           漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割<u>9</u>分を当該知事管理区分に配分し、残りの<u>1</u>分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量に変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-3)～(別紙1-8) (略)</p> | <p>第1～第8 (略)</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準<br/>           漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分(くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(令和2年12月25日付け2水管第1905号水産庁資源管理部長通知)第2の1に定める配分をいう。以下同じ。)にあっては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割<u>5</u>分を当該知事管理区分に配分し、残りの<u>5</u>分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量に変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準<br/>           漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割<u>5</u>分を当該知事管理区分に配分し、残りの<u>5</u>分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量に変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-3)～(別紙1-8) (略)</p> |